大刀洗町告示第36号

平成25年第13回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する 平成25年8月19日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成25年8月19日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田	言將	黒木	德勝
後藤 🏗	青一	平山	賢治
山田 亨	英敏	林	威範
安丸眞-	一良区	花等	順子
平田 -	一成	森田	勝典
山内	剛	長野	正明

○応招しなかった議員

平成25年 第13回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日) 平成25年8月29日 (木曜日)

議事日程(第1号)

平成25年8月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 承認第2号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第43号 大刀洗町教育長の給与,勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 承認第2号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第43号 大刀洗町教育長の給与,勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第44号 大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結について

出席議員(12名)

1番	平田	信將		2番	黒木	德勝
3番	後藤	晴一		4番	平山	賢治
5番	山田	英敏		6番	林	威範
7番	安丸真	〔一郎		8番	花等	順子
9番	平田	一成		10番	森田	勝典
11番	山内	岡川		12番	長野	正明

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	安丸 国勝	副町長	佐藤	嘉洋
教育長	倉鍵 君明	総務課長	山本	浩
税務課長	東 義一	国保医療係長	早川	正一
企画財政課長	久次 桂二	産業課長	矢野	孝一
管理係長	服部 博美	子ども課長	大浦	克司
会計課長	須山りつ子	文化財係長	赤川	正秀
住民課長	川原 久明	総務課主幹	高良	朝子
総務企画係長	田中豊和	財政係長	平田	栄一
監査委員	棚町 和幸			

開会 開議午前9時00分

○議長(長野 正明) 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成25年第13回大刀洗 町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力 のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(長野 正明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、林威範議員、7番、 安丸眞一郎議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長(長野 正明) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長野 正明) 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

〇議長(長野 正明) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成25年6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) 皆さん、おはようございます。臨時議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成25年第13回大刀洗町議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位に は公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、福岡管区気象台においては7月8日に九州北部が梅雨明けしたと発表されました。平年より11日ほど早い梅雨明けのようで、その後、連日35度を超える猛暑日が続き、少雨と高温に関する情報が発表されるなど、水不足と農作物などへの影響が心配されました。しかし、先週

の週末から例年の8月一月分以上の雨が降ったことから、一時は大雨洪水警報も発せられる事態 となりました。

幸い、当町では大きな被害もなく、県内のダム貯水量もどうやら例年並まで回復したとのことで、ひとまず安堵しているところでございます。一方で、この降雨により排水路の一部に被害が発生しておりまして、この復旧工事については事業費を9月補正予算に上程しているところでございます。

昨年は、集中豪雨、ことしは少雨・高温・豪雨と近年は異常気象が続いております。今後は、本格的な台風シーズンを迎える時期であることから、町としても引き続き警戒を怠ることなく、防災活動に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、去る7月21日に執行された第23回参議院通常選挙において、自由民主党が改選34議席を大きく上回って現行制度で過去最多の65議席を獲得しました。また、非改選の50議席と公明党が有する20議席を合わせて参議院の過半数122を獲得したことにより、参議院で少数与党のねじれ国会が3年ぶりに解消され、第2次安倍内閣の安定した政権運営が今後展開されるものと思われます。

今月21日には、安倍首相は秋の国会へ向けて、多くの宿題に一つ一つ取り組んでいくとの意気込みを公表されました。宿題の筆頭が来年4月の消費税率の引き上げについてですが、増税の影響については有識者からの意見聴取等を踏まえ、9月末から10月初旬にかけて、その是非や増税する場合の必要な経済対策を最終判断するようでございます。いずれにしても住民が安心して暮らせる社会実現のため、実行ある対策を進めてほしいと願っているところでして、今後も国の動向を注視してまいりたいと思います。

本年度も5カ月を過ぎようとしていますが、平成25年度事業については順調に執行しているところでございます。また、歳入面について当初は普通交付税が昨年度を下回るのではないかと懸念しておりましたが、結局は前年より約6,300万円多い19億100万円余の交付決定があったところでございます。

さて、今臨時議会では大刀洗町行政改革推進委員設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結についてなど、いずれも重要な案件を提案いたしております。

議員の皆様におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。 〇議長(長野 正明) 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 承認第2号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専 決処分の承認を求めることについて

○議長(長野 正明) 日程第4、承認第2号大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良主幹。

〔総務課主幹朗読〕	

承認第2号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認 を求めることについて

.....

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) おはようございます。総務課の山本でございます。私のほうから、承認第2号の大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由は先ほど読み上げていただいたとおりでございます。内容のほうについて説明をさせていただきます。

まず、第1条関係でございます。大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部の改正でございます。新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分が今回改正をするところでございます。

まず初めに、第4条の見出しの「(会長及び副会長)」を「(委員長及び副委員長)」に改め、同条第1項中「,会長及び副会長」を「,委員長及び副委員長」に改め、同条第2項中、同条及び同条第3項中「会長」を「委員長」に改め、第5条中「,会長」を「,委員長」に改め、第6条中「,企画財政課」を「,総務課」に改めるものでございます。

次に、第2条関係の大刀洗町男女共同参画推進条例の一部改正でございます。新旧対照表の 4ページでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

第10条第4項中「前2項」を「前2項」、これは半数字に改めるものでございます。それから、第43条中「、企画財政課」を「、総務課」に改めるものでございます。

最後に、第3条関係の大刀洗町青少年問題協議会設置条例の一部改正でございます。新旧対照表の5ページのほうをごらんください。

第7条中「,健康福祉課において処理する。」を「,大刀洗町教育委員会へ委任し、子ども課 において処理する。」に改めるものでございます。 これにつきましては、平成25年の7月1日から施行します。ただし、第1条及び第2条の改正については、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) この専決処分は、本来ですと課の設置条例を出されたときに、同時に出されるのが本当ではなかったかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- **〇総務課長(山本 浩)** 花等議員の御質問にお答えします。

本来はそうだと思いますけれども、追加議案として出すのもどうかと思いまして、今回こういう形で専決処分をさせていただきました。

- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 失念ということはあると思いますが、そのような場合、きょうのときにこういうことでしたけれども、こういうことでっていう説明があったほうが丁寧ではないかなと思いました。

以上です。ごめんなさい、代名詞で済みません。課設置条例のときに提出すべきであったけど、 失念していたので専決処分をさせていただきましたという断りがあって当然かなと思ったところ です。

- ○議長(長野 正明) いかがですか。山本総務課長。
- **〇総務課長(山本 浩)** ちょっと説明のほうが不足で申しわけございませんでした。
- **○議長(長野 正明)** よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 討論なしと認めます。

これから、承認第2号大刀洗町行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長(長野 正明) 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第43号 大刀洗町教育長の給与, 勤務時間その他勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

〇議長(長野 正明) 日程第5、議案第43号大刀洗町教育長の給与,勤務時間その他勤務条件 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良主幹。

くいいわれたアナートシュから	

議案第43号 大刀洗町教育長の給与,勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[総務課主幹朗読]

.....

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 議案第43号大刀洗町教育長の給与,勤務時間その他の勤務時間に関する条件の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についての御説明を申し上げます。

申しわけございません。ちょっと一部資料に誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。附則のところの第1条第2項のところのこの規則の執行、その次に「この規則は」になっています。これを「条例」のほうに訂正方お願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

提案理由は、先ほど朗読がございましたように、教育長から申し出がありました給与額の減額について、9月支給分の給与を減額、10%でございます。するにあたり、本条例を改正する必要があるためでございます。

それでは内容について御説明いたします。最後のページをごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分が今回改正するところでございます。第3条中「,月額559,000円」を「,月額503,100円」に改めるものです。

なお、期間につきましては附則に規定していますように、9月の支給分だけでございます。 以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) これは、たしかこの前の中学生の件で教育長が10%を9月に限って減額をしますということですけども、お気持ちはよくわかります。その気持ちに至るまで、どういうあれで10%減額しますよってなった気持ちを聞かせてもらいたい。

それと、これは直接は関係がないかと思いますけども、学校の現場ですね、現場の先生方は県 のほうが恐らく管理するんでしょうけども、現場の長である、はっきり申し上げて校長等につき ましては何か処分があったのか、それともなかったのか。もしあったとすれば、どういう処分があったのか。そこら辺ちょっと私、思うわけなんですよ。通常は大体現場の管理者、いわゆる学校で申し上げますと校長等はそういう処分なんかくるんじゃないかなというような感じも持つわけですけど、そこら辺2点、教育長のほうからお願いいたします。

- 〇議長(長野 正明) 倉鍵教育長。
- ○教育長(倉鍵 君明) ただいまの山内議員の御質問にお答えします。

まず、後のほうからですけれども、校長と教頭につきましては管理責任があるということで、 教育委員会により文書訓告をいたしております。校長に対しては、要するに本人が平成24年度 中においても同様なことがあったということが一つと、再発を防げなかったということが一つ大 きな原因として挙げられます。

2つ目の教頭ですけれども、教頭はその体罰の現場に居合わせたわけで、それを具体的に制止できなかったという責任を問うて、町の教育委員会として文書訓告をいたしておるところでございます。私の気持ちということですが、基本的に平成24年度中に桜宮の事件が起こりまして、一斉に全国的な調査が行われ、本県においても二百何十件の報告がされ、本町においても1件の報告をしたところでございます。

その後、ほかの県はわかりませんけれども、福岡県におきましては4月以降で体罰でけがをさせたという事案は報告はされていません。あのような事件があって、そして厳重に何度もいろんな場を通じて指導してまいりましたけれども、ある意味では私の管理不行き届きというところもありまして、けじめをつける意味で私のほうから申し出たわけでございます。

基本的に、それが妥当であったかどうかというのはわかりませんけれども、事の重大さ、あるいは福岡県でこれが初めての事例になったということの責任を何とか、どういう形かで示したく思いまして、議員の皆様には大変お騒がせと御心配をおかけしましたが、このような条例の提案ということになっております。どうぞ御理解をいただければというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) わかりましたけど、それとそうしますとまず学校のほうは町の教育委員会のほうから文書訓告ということですね。そうしますと、県のほうからの教育委員会は口頭訓告も文書訓告も何もなかったということですかね。
- 〇議長(長野 正明) 倉鍵教育長。
- ○教育長(倉鍵 君明) ただいまの山内議員の御質問にお答えします。

具体的に正式な県の教育委員会にかかっての懲戒ということではございませんけれども、北筑 後教育事務所の中で校長それから本人含め、厳重に注意があっておるところでございまして、処 分というわけではございませんが、厳重な注意はあっております。 以上です。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。ほかにございませんか。10番、森田議員。
- ○議員(10番 森田 勝典) 森田でございます。今、山内議員からの質問もありましたが、私 もそういう感じでございますが、事項ですか、事件と申しますか、それのてんまつは全てついた んでしょうか。いろいろ賠償とか、いろいろ話が出ておりましたが、それがついてしまって全て 完結した後にこういう自分自身につきましての処分は下すべきではないかと思っておりますが、 どうでございましょうか。
- ○議長(長野 正明) 今の質問ですけども、一応議案の趣旨からは外れますけども、一応関連があるということでもともとのこの議案の提案された大もとの原因がありますから、それについて差し支えない範囲で御答弁をいただきたいと思います。倉鍵教育長。
- **〇教育長(倉鍵 君明)** 森田議員の御質問にお答えいたします。

全てのことが終わってからということでいいんじゃないかということですが、基本的にこれは 町の懲戒規定に基づくものではなく、自主的な私のほうからの申し出でありまして、具体的な懲 戒ではないということで、個人的では非常に申しわけないと思いますが、けじめのつけ方の一つ としてこのような御提案を申し上げたところです。

それから、全てが終わってからということでございますけれども、起こったことは間違いないし、私たちの指導が徹底していなかったということは事実でありまして、その結果として保護者のほうがどうかこうかということはありますけれども、起こったことの責任はやっぱり重大であろうというふうに、現時点でも考えております。

それから、現時点での進捗状況ですけれども、大体こういう事案の場合は3つの処分がございまして、行政処分、刑事処分、それから民事の処分がございます。行政処分は1カ月停職ということで終わりました。刑事責任については、現在問われているところでありまして調査中であります。何らかの形で処分がおりるだろうというふうに予測しております。

それから民事につきましては、保護者のほうが町と連帯責任を問うという形で国家賠償法に基づき責任を問うことがあるかもしれませんけれど、これについてはまだ具体的な訴えというところまでには至っておりませんが、学校それから大浦課長が中心になって教育委員会に動いてもらっていますけども、保護者との面談を通じながら非常に最初のあたりは科罰意識が非常に強うございましたけれども、次第に今後の子供の教育についてどうするかということで、話し合いを進めているところで、今後についてはまだはっきりとした見通しはございませんが、行政と刑事につてはそれぞれの処理が行われていると。最中であるし、処理がされたとこういう状況です。

以上です。

- ○議長(長野 正明) ほかにございませんか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) この議案にはそれこそ直接関係ないかもしれませんが、学校現場の 取り組みが具体的に何かありましたらお知らせ願いたいと思います。
- ○議長(長野 正明) ただいまの花等議員の質問は、この議案の趣旨から大きく外れておりますので、その点は受けつけません。

ほかにございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 討論なしと認めます。

これから、議案第43号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部 を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長(長野 正明) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第44号 大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結について

○議長(長野 正明) 日程第6、議案第44号大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結 についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良主幹。

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 議案第44号大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結について提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読がございましたように庁舎の耐震改修工事については株式会社アルシスホームが2億2,312万5,000円で落札しました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、落札業者との請負契約締結をするため議会の議決を求めるものです。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをはぐっていただきたいと思います。次のページです。

申しわけございませんけど、こちらにも一部修正がございますので、訂正方お願いいたします。 第7の工期のところでございますけれども、「契約の効力の発生の日から平成25年5月27日 まで」となっておりますところを、「平成26年5月27日まで」に訂正方をお願いいたします。 これについては、4月の30日に入札指名業者委員会を開催しております。そこに書いており ますように井樋建設以下、一番下の株式会社安藤・間の10社を指名したところでございます。 事前に2社が辞退され、8社で8月の20日に入札を行いました。

次に、工事の主な内容についてでございます。庁舎の耐震改修工事のほかに、エレベーターの新設工事、庁舎トイレの改修工事、アスベストの部材の撤去工事、3階中会議室の改修工事、これは教育委員会の事務所をこちらのほうに移設するための工事でございます。それから、照明器具の取りかえ工事、空調設備の改修工事、それと高圧受電設備の取りかえとなっております。なお、太陽光発電パネルの設置工事はこれには含まれておりません。

耐震改修工事についてでございますけれども、建物の診断判定書として I s 値がありましたけど、これは何回も説明申し上げてきていると思いますけれども、これが 0.7以上が耐震度があると判断されるわけでございますけれども、本庁舎の耐震診断を受けた結果、行政棟、これは1階から 3 階までと、議会棟の 2 階、いずれも 0.7以下でいたので、これを 0.7以上となるように耐震改修を行うものでございます。

設計図の6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

庁舎の南の立面図が上のほうにあると思いますけれども、庁舎の1階に5カ所、それから2階、 3階にそれぞれ1カ所、合計の7カ所の耐震ブレースを新設をいたします。

次に、11ページのほうをお開きいただきたいと思います。

11ページのほうの町長室と東側の町長室と、備品・物品庫等の間にTの壁があると思いますけども、これがブロック塀ですので、これをのかし鉄骨の壁を設置いたします。それと同じように西側の警備員室のほうに、また同じようなT型のブロック塀がありますので、これを撤去して鉄骨の壁につくりかえる工事でございます。最後のほうですけども、14ページのほうでございますけれども、ここの議場のところでございます。一番右下のほうに屋根のほうのはりというか、載っておると思いますけども、こちらのほうにクロスで鉄筋のブレースを斜めにそれぞれ10カ所ほど設置を新設をいたします。

次に、エレベーターの新設工事でございますけれども、6ページ、7ページのほうをお開きい ただきたいと思います。

正面玄関に向かって右側のほうに外づけでエレベーター等を新設をいたします。定員は15人

乗りでございます。次のページに、一応規格と平面図とを載せております。入り口は庁舎のほうからの入り口から乗るような形になります。

続きまして、庁舎トイレ工事です。9ページと10ページのほうでございます。

9ページのほうが1階関係でございますけれども、現在ある和式の便器のほうについては全て 洋式のほうに取りかえる予定でございます。これは2階、3階も同様でございます。1階につい ては、男子トイレと女子トイレのレイアウトを変更し、奥のほうに女子トイレ、手前のほうに男 子トイレというふうな設計になっております。それから、2階、3階につきましては、現在の給 湯器のところに新たに多目的トイレを設置するようになります。

次に、アスベスト部材の撤去でございます。11ページのほうをごらんいただきたいと思います。11ページのほうに斜めの車線を引いておるところ、これは一応今回撤去するところになりますので、1階の庁舎の中廊下のところの部分ですね、それとホール、玄関ホールの中央部分のところと、あと警備員室のところの斜めの斜線を引いたところが今回アスベストが含まれておりますので、これを撤去、除去することになります。

続いて12ページのほうをごらんいただきたいと思います。

これは、議会棟の屋根でございます。議会棟の天井裏の鉄骨に、鉄骨部分にふせた耐火被膜材がアスベストを含んでおりますので、これをのかして撤去をいたします。

それから、最後の13ページのほうの3階でございますけれど、こちらのほうに天井のほうに アスベストを含んだ部材がありますので、これを撤去をいたします。

それから、中会議室の改修については4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

4ページのほうの今、事務室となっておりますけども、こちらのほうに教育委員会のほうの事 務所を設置し、トレーニングルームのすぐ左側のほうに教育長室をこちらに新設する予定でござ います。

それから、照明器具の取りかえについてでございますけれども、15ページ、16ページ、17ページのほうをお願いしたいと思います。

縦長の四角い蛍光灯の部分があると思いますけれども、これと丸いのがあると思いますけれども、それぞれLEDのほうに取りかえる予定でございます。庁舎1階、2階、それとこの議会棟についてはダウンライトのほうをLEDのほうに取りかえる予定でございます。

それから、空調の改修工事については18ページ以降でございます。18ページ、1階の部分にございますけれども、現在1階については集中の空調施設になっておりますので、これをのかしましてそれぞれ天井のほうに四角の部分があると思いますけど、大体1課当たり2つの空調施設を取りつけることになります。2階以降についても同様でございます。現在、つけているところについては今回対象となっておりませんので、実線で示している四角いところが今回取りつけ

るところになります。それから、議会棟のここの空調も取りかえる予定でございます。一番左側 の四角いのがありますけど、これも取りかえます。

それから、20ページが3階部分だと思いますけれども、新たに教育長室とトレーニングルーム、それから職員の休憩室になっておりますところに2カ所と、そのすぐ301の会議室のほうに2カ所取りつける予定でございます。

以上で説明を終わりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) 入札に関して、まず予算価格、予算価格と申しますのは、設計価格を教えてください。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 予算価格ですか、設計価格でございますかね。
- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) 私のほうから申し上げます。普通は、こういう出すときは予算価格というのが、設計価格というのはあえての呼び方であって、基本的には予算価格というんで、それを通常皆さん設計というんですけど、それ設計価格と本当は予算価格、一緒なんです。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 済みません、正確には覚えておりませんが、税込みで2億4,900万円くらいだったと思います。
- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) 設計価格がすぐ答弁されないということは、ちょっと議論ができんとですよ。これくらいであったじゃ私ちょっと次に進まれませんけ、ちょっと正確なところを教えてください。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 資料を取ってきますので、申しわけございません。
- **〇議長(長野 正明)** それでは、資料がそろうまで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時43分

- O議長(長野 正明) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 山内議員の質問にお答えいたします。
 設計価格は2億4,992万4,150円でございます。

- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) 設計価格、要するに予算価格が2億4,992万4,150円、そして予定価格が2億3,800万円ですね、それと最低制限価格が2億1,240万円、ここの予定価格と最低制限額は私がとやかくいう筋合いのものでもありませんけども、そうしますとこの2億4,992万4,150円に対して、予定価格がこれは率でいくと何%ですかね。それと、最低制限価格は何%になりましょうか。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 設計予定価格のほうは税を含んでおりませんので、先ほど申しました 2億4,900万円の税を抜きますと2億3,802万3,000円になりますので、一応設計価 格から税を抜いた部分を一応予定価格というふうにさせていただいております。

それと最低制限価格の率ですかね。基本的には今回は9割で設定をさせていただいております。

- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- **〇議員(11番 山内 剛)** 9割というのはどこから出てきたんでしょうかね。

それと、私は基本的には最低制限価格というのは、この前学校のときにもちょっと申し上げた んですけど、積み上げでやらないと大体はいけませんよちいうて、これが普通なんですよね。し かし、いろいろな施設とか、非常に積み上げがしにくいやつについてはおのおの条例等で決まっ たところがありますけどね。これ9割というのは根拠はどこから、この最低制限がきたんでしょ うか。何で申しますかというと、結構最低制限価格が高いなと思ったのと、それが影響したのか、 無効か、無効というのが4社あるわけですね。だから、ちょっとお聞きしよるんですよ。

- 〇議長(長野 正明) 安丸町長。
- ○町長(安丸 国勝) 実は今回、入札をするにあたって非常に心配したことは、大体今まで久留米の業者、800点以上くらいから1,000点くらいの人たちをずっと入れてきましたけど、ことしは久留米市がすごく仕事が多くて、大体余りしたくないというような、そういう意向も結構聞えてきたんですね。それで、現実に辞退した人もいるし、それからこのほかにもちょっとメンバー外れているところありますけども、やっぱりうちはできないからって断ってきたところがあるんですね。

今回の、庁舎の工事は補修とかそういうことですから、非常にやりにくいところですね。新しいところにぱっとつくるようなやつでしたら、とにかく業者のペースでどんどんできますけど、今回の場合は非常になんか業者にとって余り率のいい仕事ではないと。そういうことで、今までは予定価格といいますのは2割くらい引いてつくっておりました。最低制限価格をですね。だけど、それも大刀洗の場合は結構低いほうだということで、そんな話を聞いておりましたので、今回は9割で設定したところです。本当は、予定価格よりも下回ったところはあったんですけど、

本当にこんだけみんなしっかりやってくれたなと思って、ありがたいと思っているんですね。本 当はもっとずっと上のほうばかり出るんじゃないかと思って、落札しないことをえらい心配して おったところです。

以上です。

- 〇議長(長野 正明) 11番、山内議員。
- ○議員(11番 山内 剛) 今後の参考ということで、私がするとすればということでお聞き願いたいと思います。普通、それで、最後の一般管理費ですね、一般管理費というのは大体営業さん側、業者さん側のもうけたとか、もろもろの税金なんかももちろん入っています。現場管理費がありますけど、現場管理費も若干、もうけの部分も若干入っていますけど、これは基本的にはその仕事をするために要る経費、いろいろなあれがあるわけですね。

ですから、なら一般管理費と現場管理費をのかしたら、大体何割くらいになるでしょうかね。 それはもう、大体そこら辺まで検討して、やはりこの9割というのは、今町長が言われたように確かにぱっと新しいところをつくるわけじゃないからやりにくい等あります。やりにくい困難さは、やはり設計にも多少なり反映はされておるということですかね。やっぱ、そこら辺は最低価格をつくる場合には、一般管理費がこれくらい、現場管理費ならこれくらい、あといろいろ共通仮設費っていろいろありますけど、それはちょっともういいとして、そこをやっぱちょっと検討してよかろうちうとなら、私もいいんかなと思いますけど、もうどうせこれで契約をするんですから、後で教えてください。

- 〇議長(長野 正明) 平田係長。
- **〇財政係長(平田 栄一)** 山内議員の御質問にお答えします。

設計業者によりますと、共通仮設費につきましては直工の3.12%、並びに現場管理費につきましては純工事費の6.84%、それと一般管理費につきましては工事原価の9.62%という形で、このパーセントにつきましては国交省の数値よりも低いということで、建築士のほうの確認はとっておるような次第でございます。

以上でございます。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。ほかにございませんか。4番、平山議員。
- ○議員(4番 平山 賢治) 今、山内議員からも質問がありました。それで、残念ながらうちの町は公契約にかかる条例というのはまだ制定をしておりません。それで、最低制限価格を引かれたということ自体はいいと思いますが、これではやはりまだ道半ばだと思います。それで、今回が町の本庁舎ということで、公共工事の本丸中の本丸を改築されるということで、当然受注者以外の業者さんも入ってこられると思いますが、そういった協力企業とおっしゃいますか、それから下請といいますかそういった、あるいは設備工事の会社に対する、きちんと設計単価に基づく

請け負いですとか、あるいは現場に入られる労働者の労働労賃をきちんと保証することとか、そういった面は条例制定していないまでも、発注者の責任としてきちんとそこを監視していく、あるいは申し入れしていくというような責任ある姿勢が重要と思いますが、その辺についてはいかがですか。

- 〇議長(長野 正明) 安丸町長。
- **〇町長(安丸 国勝)** 以前にもそういう話は出ておりましたけれども、うちのスタッフでそこまで完全にやるというのはなかなか難しいと思いますので、契約をしたら業者に対して今議員から 御指摘のようなことをちゃんとやるようにという指導をしたいと、そのように思っています。
- 〇議長(長野 正明) 4番、平山議員。
- ○議員(4番 平山 賢治) 私、最初にこれを申し上げさせていただいたときは、多分千葉県の野田市くらいしかまだやっていなくて、何ですかそれはというような御答弁だったと思います。最近はもう佐賀県とか、近隣でもきちんと公契約に基づく発注者責任というとこが、かなりもう浸透してきておりますし、あるいは県内におかれましても議会と行政との共同研究によってこの条例をつくっているような、非常に注目というか、そこら辺の課題が浮き彫りになって入札制度と同時に改善が進んでいるところでございます。先ほど町長からそういう御答弁がありましたけれども、条例がないまでもきちんとやっていくというところの、いずれはつくっていきたいと思っていますけども、十分御注意願いたいと思います。

以上です。

○議長(長野 正明) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) それでは、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 討論なしと認めます。

これから、議案第44号大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

- ○議長(長野 正明) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。
- 〇議長(長野 正明) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 平成25年第13回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 8月29日

議 長 長野 正明

署名議員 林 威範

署名議員 安丸眞一郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 8月29日

議長

署名議員

署名議員